

○袋井市特産品開発事業費補助金交付要綱

平成17年 9月29日

告示第329号

(趣旨)

第1条 市長は、袋井市に関する特産品の開発及びその販売を促進し、情報発信することにより、袋井市としての知名度向上を図るとともに、観光振興及び地域の活性化を生み出すため、特産品の開発又はその販売に取り組む団体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、袋井市補助金等交付規則（平成17年袋井市規則第47号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 特産品 新たに商品開発する物のうち市の魅力を発信できるものであって、次のア又はイに該当するものをいう。

ア市内で生産され、又は市の産品を使って加工され、若しくは製造された農林水産加工品、工芸品等

イ観光イベントと関連する商品等

(2) 観光イベント 次のアからオまでのいずれかに該当するイベントをいう。

ア遠州三山風鈴まつり

イ遠州三山紅葉まつり

ウ可睡齋ひなまつり

エふくろい夜宵プロジェクト

オその他市長が必要と認めるイベント

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、特産品の開発又はその販売に取り組む団体及び個人事業者が行う、次に掲げる事業とする。

(1) 一定期間以上の販売が可能な特産品の開発又はその販売に取り組む団体を育成するための事業

(2) 一定期間以上の販売が可能な特産品を開発するための事業

(3) 特産品の販売を促進するための事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(補助率等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(開発結果の発表)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業の実施状況及び結果を発表させることができる。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成22年3月31日告示第50号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日告示第43号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第63号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第45号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日告示第59号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日告示第91号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の別表の規定は、この告示の施行の日以後に交付の決定がなされる補助金について適用し、同日前までに交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日告示第62号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第71号）

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の袋井市特産品開発事業費補助金交付要綱の別表の規定は、この告示の施行の日以後に補助金の申請がされた補助の対象から適用する。

附 則（令和8年3月27日告示第89号）

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の袋井市特産品開発事業費補助金交付要綱の別表の規定は、この告示の施行の日以後に補助金の申請がされた補助の対象から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
(1) 特産品の由来の調査、開発研究、市場調査及び開発計画の策定に要する経費	1 団体ごとに補助対象経費の2分の	1 品目につき1団体当たり250,000円を限度とし、補助金の交付の対象となる期間は、連続する3年を限度とする。
(2) 原材料及び副材料の購入に要する経費のほか、特産品の試作に要する経費	1 以内（その額に1,000円未満の端数	
(3) 試食会及び各種イベントへの参加に要する経費	があるときは、これを切り捨てる。）と	
(4) 特産品のデザイン設計及び商標に要する経費	する。	
(5) 特産品の販売に係る免許等の取得に要する経費		
(6) 特産品のPR等に要する経費		